

特定教育・保育施設検査基準（令和8年5月19日適用）

こども未来部保育支援課指導検査係

検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指摘」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、改善状況報告書又は改善計画書の提出を求めることができる。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上の為の「助言指導」を行なう。</p>

運 営 管 理 編

【目次】

1. 重要事項を記した文書の交付及び同意
2. 区への通知
3. 情報の提供等
4. 地域との連携

【凡例】

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略 称
1	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」 （「江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」で定める基準は、上記府令の定めるところによる。）	特定運営基準
2	平成24年法律第65号「子ども・子育て支援法」	子子法

項目	基本的考え方	観点	関係法令	評価事項	評価
以下に定めのない検査項目に係る基本的考え方、観点、関係法令等及び評価事項（評価）については、東京都の作成する「保育所指導検査基準」を準用する。					
1 重要事項を記した文書の交付及び同意	<p>特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>また、書面等の交付又は提出に代えて、電磁的方法による場合は、文書又は電磁的方法により保護者の承諾を得なければならない。</p>	<p>1 利用申込者に対し、重要事項を記した文書の交付及び同意を得ているか。</p> <p>2 利用申込者の承諾がないのに、電磁的方法により提供していないか。</p>	<p>(1) 特定運営基準第5条</p> <p>(2) 特定運営基準第6条第2項、第4項</p>	<p>(1) 重要事項を記した文書の交付及び同意を得ていない。</p> <p>(1) 利用申込者からの承諾がないのに、電磁的方法により書面等の提供をしている。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
2 区への通知	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る区に通知しなければならない。</p>	<p>1 遅滞なく区へ通知しているか。</p>	<p>(1) 特定運営基準第19条</p>	<p>(1) 区への通知を行っていない。</p>	<p>B</p>
3 情報の提供等 (1) 重要事項の提示および自動公衆送信による公衆の閲覧	<p>特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>1 重要事項を見やすい場所に掲示しているか。</p> <p>2 重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>(1) 特定運営基準第23条</p>	<p>(1) 重要事項を見やすい場所に掲示していない。</p> <p>(2) 重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
(2) 情報の提供	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設の設置者は、政令で定めるところにより、毎事業年度終了後5月以内に当該事業年度に係る特定教育・保育施設設置者等経営情報を教育・保育を提供する施設の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。</p>	<p>1 情報の提供を行っているか。</p> <p>2 広告が虚偽又は誇大なものになっていないか。</p> <p>3 ここdeサーチに登録することで東京都に経営情報（収支計算書、職員給与の状況等）を報告しているか</p>	<p>(1) 特定運営基準第28条</p> <p>(1) 子子法第58条第2項</p>	<p>(1) 情報の提供を行っていない。</p> <p>(1) 広告が虚偽又は誇大なものになっている。</p> <p>(1) 事業年度終了後5月以内に「ここdeサーチ」に経営情報を報告していない</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
4 地域との連携	<p>特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	<p>1 地域との交流に努めているか。</p>	<p>(1) 特定運営基準第31条</p>	<p>(1) 地域との交流に努めていない。</p>	<p>B</p>

保 育 内 容 編

【目次】

1. 食事の提供の状況
2. 健康・安全の状況
3. 不適切保育予防対策の状況

【凡例】

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略 称
1	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
2	平成31年4月厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」	アレルギー対応ガイドライン
3	令和2年12月こども未来部保育計画課「江東区の保育所におけるアレルギー疾患対応マニュアル」	アレルギー対応マニュアル
4	令和7年4月2日7江こ保第3号通知「保育施設等におけるアレルギー疾患対応について」	江こ保第3号通知
5	平成30年2月27日29江こ計第1064号通知「園外保育における安全対策の実施について（依頼）」	江こ計第1064号通知
6	令和元年5月10日31江こ計第160号通知「「散歩及び戸外活動における安全確保の徹底」について」	江こ計第160号通知
7	平成28年12月26日28江こ計第973号通知「区立保育園における異物混入について」	江こ計第973号通知
8	令和5年6月1日5江こ計第211号「「江東区 相談・通報窓口」の開設について」	江こ計第211号通知

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
以下に定めのない検査項目に係る基本的考え方、観点、関係法令等及び評価事項（評価）については、東京都の作成する「保育所指導検査基準」を準用する。					
<p>1. 食事の提供の状況 アレルギー対応について</p>	<p>アレルギー対応は「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（厚生労働省）」に基づいて作成した「江東区の保育所におけるアレルギー疾患対応マニュアル」の趣旨を理解し、具体的な対応方法や取組みの共通認識を深め、保護者や関係機関と連携して組織的に対応すること。</p>	<p>1 保育所生活管理指導表を使用して対応しているか。</p> <p>2 アレルギー児個々の状況や職員間の連携の取り方、日々の配膳方法などを共通理解する為の会議等を設けているか。</p> <p>3 保護者と連携を図っているか。</p> <p>4 誤食、誤配を防止するための対策が適切になされているか。</p>	<p>(1) アレルギー対応マニュアル</p> <p>(1) アレルギー対応マニュアル (2) アレルギー対応ガイドライン (3) 江こ保第3号通知</p> <p>(1) アレルギー対応ガイドライン (1) 保育所保育指針第3章1(3)ウ 第3章3(2)ア、イ</p>	<p>(1) 保育所生活管理指導表を使用して対応していない</p> <p>(1) アレルギー対応について、共通理解が持てる為の会議等をもうけていない。</p> <p>(1) 保護者との連携が不十分である。</p> <p>(1) 誤食、誤配を防止するための対策が適切になされていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
<p>2. 健康・安全の状況 (1) 園外保育実施時の事故防止策の状況</p>	<p>園外保育実施時の置き去り、迷子等の事故防止のための対策を講じること。</p>	<p>1 園外保育時の事故防止策がとられているか。</p> <p>2 園児確認カードを作成し、適宜こどもの人数を確認しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2) (2) 江こ計第1064号通知 (3) 江こ計第160号通知</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)イ (2) 江こ計第1064号通知</p>	<p>(1) 園外保育時の事故防止策がとられていない。</p> <p>(1) 園児確認カードを作成していない。 (2) 園児確認カードを使用しての人数確認方法が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
<p>(2) 異物混入防止策の状況</p>	<p>異物混入防止のための安全対策を実施すること。</p>	<p>1 異物混入防止のための安全対策を実施すること。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3 (2) 江こ計第973号通知</p>	<p>(1) 異物混入防止のための安全対策を実施していない。</p>	<p>B</p>
<p>3. 不適切保育予防対策の状況</p>	<p>施設長としての専門性の向上に努め、当該保育所における保育の質及び職員の専門性の向上のために必要な環境の確保に努めること。</p>	<p>1 不適切保育が行われないよう、児童の人権尊重などの研修を行っているか。また、自己評価などを行っているか。</p> <p>2 不適切保育が行われた際には、区への報告が適切にされているか。職員が相談・通報できる窓口を設置しているか。また、区が設置している窓口を職員に周知しているか。</p> <p>3 不適切保育が行われないよう、職員の心身の健康状態を把握するため、定期的な職員のヒアリングなどを行っているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章1(5)ア (2) 保育所保育指針第5章1、3、4</p> <p>(1) 江こ計第211号通知</p> <p>(1) 保育所保育指針第5章2</p>	<p>(1) 人権に関する研修を行っていない。 (2) 人権に関して、日々の保育の振り返りや自己評価を行っていない。</p> <p>(1) 区への報告を行っていない。 (2) 区にある相談・通報窓口の職員周知をしていない。</p> <p>(1) 職員の心身の健康状態を把握していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p>

会 計 編

【目次】

1. 利用者負担
2. 利益供与の禁止
3. 補助金の請求
4. 委託費の請求
5. 会計の区分

【凡例】

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略 称
1	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」 （「江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」で定める基準は、上記府令の定めるところによる。）	特定運営基準
2	平成29年4月21日保育計画課・保育課通知「認可保育所における実費徴収について」	実費徴収通知
3	昭和49年6月13日「江東区私立保育所補助要綱」	江私要綱
4	昭和55年3月21日「江東区私立保育所扶助要綱」	江私扶要綱
5	令和5年5月19日付こ成保38、5文科初第483号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知
6	平成29年1月4日保育計画課・保育課通知「月極延長保育料の徴収について」	月極延長保育料通知

項目	基本的考え方	観点	関係法令	評価事項	評価
以下に定めのない検査項目に係る基本的考え方、観点、関係法令等及び評価事項（評価）については、東京都の作成する「保育所指導検査基準」を準用する。					
<p>1 利用者負担</p> <p>(1) 上乗せ徴収</p> <p>(2) 実費徴収</p>	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供にあたって、質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。 *ただし、区は認めていない。</p> <p>公定価格及び区運営補助によって賄われない費用についてのみ、実費徴収を行うことができる。ただし、通常保育に必要なものに係る費用は施設が負担すること。また、基本的に「購入する・しなを選択出来ないもの」についても、実費徴収は認めない。 実費徴収する場合には、原則として文書による保護者の同意を必要とする。文書による同意が困難場合については口頭による同意でも構わない。</p>	<p>1 上乗せ徴収を行っていないか。</p> <p>1 当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払いを求める理由について、書面により明らかにしているか。</p> <p>2 保護者の同意を得た上で実施しているか。</p> <p>3 保護者に負担を求めることができないものについて、実費徴収していないか。</p> <p>4 実費徴収額は適正であるか。</p>	<p>(1) 特定運営基準第13条</p> <p>(1) 特定運営基準第13条 (2) 実費徴収通知 (3) 月極延長保育料通知</p>	<p>(1) 区との協議による承認を得ず、上乗せ徴収を行なっている。</p> <p>(1) 金銭の支払いを求める理由について、書面により明らかにしていない。</p> <p>(1) 保護者の同意を得ずに実施している。</p> <p>(1) 保護者に負担を求めることができないものについて、実費徴収をしている。</p> <p>(1) 実費徴収額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>2 利益供与の禁止</p>	<p>特定教育・保育施設は、利用者支援事業、その他地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し（あるいは職員から）、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与（あるいは收受）してはならない。</p>	<p>1 金品その他財産上の利益を供与していないか。</p> <p>2 金品その他財産上の利益を收受していないか。</p>	<p>(2) 特定運営基準第29条</p>	<p>(1) 金品その他財産上の利益を供与している。</p> <p>(1) 金品その他財産上の利益を收受している。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
<p>3 補助金の請求</p>	<p>区の加算分についての補助金を不正に請求してはならない。</p>	<p>1 補助金の請求が適正であるか。</p>	<p>(1) 江私要綱 (2) 江私扶要綱</p>	<p>(1) 補助金の請求が不適正である。 (2) 補助金の請求に不備がある。</p>	<p>C B</p>
<p>4 委託費の請求</p>	<p>委託費の請求を適正に行わなければならない。</p>	<p>2 委託費の請求が適正であるか。</p>	<p>(1) 留意事項通知</p>	<p>(1) 委託費の請求が不適正である。 (2) 委託費の請求に不備がある。</p>	<p>C B</p>
<p>5 会計の区分</p>	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p>	<p>1 特定教育・保育の事業とその他の事業の会計の区分が行なわれている。</p>	<p>(1) 特定運営基準33条</p>	<p>(1) 会計の区分が行なわれていない。 (2) 会計の区分が不十分である。</p>	<p>C B</p>